

事務の共同処理について
(報 告)

平成 22 年 2 月
共同処理ワーキンググループ

目 次

はじめに	1
1 政権交代と地域主権改革	1
2 当ワーキンググループの検討テーマ	1
産業保安事務について	2
1 産業保安行政の概要	2
2 事務の概要（主なもの）	2
3 県の事務処理体制	2
4 地方分権改革との関係	2
5 他の都道府県における権限移譲の状況	3
6 本県における権限移譲の状況	3
7 今後の取組について	4
消費者行政について	5
1 消費者行政（消費生活相談の現状）	5
2 消費者行政の抱える課題、問題点	5
3 消費者行政のあり方	6
4 共同処理の方法	7
5 共同処理の実現に向けて必要が施策	7
監査委員、監査委員事務局の共同設置について	8
1 監査機能の充実・強化	8
2 監査委員（事務局）の主な業務	8
3 県内の町村における監査委員の状況	8
4 今後の方向性	11
おわりに	12
【検討経過】	12
【ワーキンググループ名簿】	12

はじめに

1 政権交代と地域主権改革

平成19年4月に発足した政府の地方分権改革推進委員会は、平成21年11月までに4次の勧告を行ってその役割を終えたが、3次勧告直前の平成21年9月に誕生した民主党政権は「地域主権改革」を「一丁目一番地」と位置付けて、地方分権（地域主権）改革に大きく舵を切った。

まず、推進組織として同年11月に「地域主権戦略会議」が設置され、12月には、義務付け・枠付けの見直しや、国と地方の協議の場の法制化などを盛り込んだ「地方分権改革推進計画」を決定。平成22年の通常国会に第1次の地域主権推進一括法案の提出が予定されるなど、積極的な取組が進められている。

今後は、本年夏の「地域主権戦略大綱」の策定、3年程度先の地域主権推進基本法、地方自治基本法の制定などが総務大臣のプランとして示されており、地域主権改革はまさに新たな局面に入ったと言える。

2 当ワーキンググループの検討テーマ

本県においては、これまでも、基礎自治体である市町村が分権型社会にふさわしい行財政基盤を備えることができるよう、市町村合併と併せて、県から市町村への権限移譲が積極的に進められて来たところであり、「岩手県権限移譲等推進計画」（H20年3月）に基づいて市町村別の「権限移譲推進プログラム」が策定されるなど、市町村優先の行政システムの構築に向けた取組が行われて来た。

しかし、権限移譲が相当程度進んだ一方、近年の厳しい行財政状況にあって、既に移譲された、あるいは今後、法定で移譲が見込まれる事務を、市町村が将来、単独で担うことが難しくなることも想定されることから、当ワーキンググループにおいては、こうした状況に共同処理の方法で対応することについて、検討することとしたものである。

事務の共同処理は、効率性の向上や専門職員の有効活用といった、限られた行政資源の活用のために有効であるが、当ワーキンググループとしては、以下の3つの事務分野を選び、共同処理を行うに当たっての課題や可能性を検討することとしたものである。

県から一部市町村に移譲されている事務を他市町村にも拡大し、共同処理することについて検討するもの

「産業保安」

市町村の新たな法定事務として今後、業務量の増加が見込まれることから、共同処理を検討するもの

「消費者行政」

第29次地方制度調査会の答申（H21年6月）に盛り込まれており、今後の制度改革を前提に、専門性向上の観点から共同処理を検討するもの

「監査」

産業保安事務について

1 産業保安行政の概要

可燃性の高い危険物である高圧ガス、液化石油ガス（LPG）、火薬、あるいは電気は、産業活動や国民生活に欠くことのできないエネルギー源であり、また、これらに付随する電気用品、ガス用品等は生活必需品として、国民生活に定着している。

これらのエネルギー等を安全に安心して供給・利用される自主保安体制を確立させることが産業保安行政の目的であり、国・県・市町村の役割分担の下に許認可、検査等を通じて指導監督が行われている。

2 事務の概要（主なもの）

	法令名	内 容
1	消防法	危険物の規制に関すること。（市町村事務） 危険物取扱者に関すること。
2	高圧ガス保安法	高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他に関すること。 高圧ガスの消費、高圧ガス容器の製造及び取扱に関すること。
3	液石法	液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造・販売に関すること。 液化石油ガス設備士に関すること。
4	火薬類取締法	火薬類の製造、販売、貯蔵、消費その他の取扱に関すること。 火薬類取扱保安責任者、火薬類製造責任者に関すること。

液石法：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

3 県の事務処理体制

本庁では総合防災室（保安担当）に職員3名を配置し、主に制度運用や関係団体の指導等を行っており、また、出先機関にあっては、業者への指導等を専門的かつ効率的に行うため、5拠点振興局（盛岡、県南、大船渡、宮古、久慈）に担当職員1～2名を置いて、産業保安以外の業務も所掌しながら事務を行っている。

4 地方分権改革との関係

平成20年5月の地方分権改革推進委員会の第1次勧告において、産業保安業務のうち、高圧ガス保安法、火薬類取締法が「基礎自治体への権限移譲を行うべき事務」として示されており、今後、各市町村に事務が移譲されることが想定されることから、各市町村は、そのための環境整備を進めていく必要がある。

なお、同勧告において、既に権限移譲を行っている自治体から、次のような移譲のメリットが紹介されており、積極的にも移譲の効果を見出すことができる。

項目	主な事務	評価された具体的な内容例（概要）
高圧ガス保安法火薬取締法に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガスの製造貯蔵所の許可等 ・火薬類（煙火）の消費の許可 	<p>【効果的な指導の実現】</p> <p>市町村（消防）が処理することで、事故防止や事故発生時の対応について具体的な指導ができるようになった。また、立入検査の実施により、煙火業者や祭り等主催者の安全に対する意識の向上が図れた。</p> <p>消防局で当該事務を取り扱っているため、業者等の安全意識の高揚が感じられるようになった。</p> <p>【利便性の向上】</p> <p>身近な市町村に権限が移譲されたことに伴い、申請、事前協議等がスムーズに行えるようになり、住民の利便性が向上した。</p> <p>祭りでの花火大会の実施に伴い、許可申請が必要となるが、移譲前は都道府県総合支庁に申請が必要で、町との関係で煩雑な状況だったが、移譲後は町で事務が終了するため、祭り実行委員会の体制、スケジュール等を考慮すると時間的にも短縮され好評である。</p>

5 他の都道府県における権限移譲の状況

産業保安業務は、他の都道府県では権限移譲が相当程度進んでいるところもある。また、広域消防組合などにおいて、市町村による共同処理が行われている例が多数ある事務である。

（都道府県から一部事務組合へは権限移譲ができないことから、市町村から組合へ事務を委託している。）

これは、産業保安と消防との業務の関連性や事業者の重複等があることや、相当程度の専門性が求められる事務であることから、移譲先として最初から消防セクションをターゲットとしたためと推察される。

法令の名称	都道府県数	市町村での共同処理の実施例がある県
高圧ガス保安法	12	埼玉県、岡山県、島根県、兵庫県
液化石油ガス法	31	宮城県、栃木県、群馬県、埼玉県、福井県、長野県、兵庫県、島根県、岡山県、熊本県
火薬類取締法	31	宮城県、埼玉県、福井県、兵庫県、島根県、岡山県、熊本県

「市町村での共同処理での実施例がある県」はホームページで確認できたもの

6 本県における権限移譲の状況

(1) 権限移譲の実績

平成18年度以降、特に合併市町を中心に県からの権限移譲が進んでいる中で、産業保安業務については、県南広域振興局管内において合併市4市に移譲が行われている。

（岩手県における産業保安業務の移譲市）

市町村名	移譲年度	移譲対象項目	所管組織
遠野市	18年度	液石法、火薬類取締法	消防本部 保安施設課
奥州市	19年度	液石法、火薬類取締法、高圧ガス保安法等	市民環境部 消防防災課
花巻市	19・20年度	液石法、火薬類取締法、高圧ガス保安法等	総合防災部 消防防災課
一関市	19・20年度	液石法、火薬類取締法、高圧ガス保安法等	消防本部 予防課

(2) 移譲後の状況

産業保安業務が移譲された4市のうち、2市は単独の消防本部、他の2市は消防防災課が移譲先であるが、いずれにおいても支障なく事務が行われている。

そもそも、消防吏員は、可燃性物質についての事前知識が豊富であることや、産業保安についても、危険物規制や火災予防とも密接不可分な行政分野であることから、専門性の定着の面で問題がなかったものである。今後においても、法令研修等を実施していくことにより、知識・技術が蓄積していく環境にあり、これまで以上に住民の安全・安心の向上に資する効果が期待されている。

7 今後の取組について

本県では、権限移譲の実績を踏まえて、市町村と県との望ましい役割分担に関する検討が行われ、平成20年3月に「権限移譲等推進計画」が策定されたところであるが、産業保安業務については、「規制の効果が市町村の区域内で完結するものについては、行政サービスの利便性の向上の観点から、市町村が担うことが望ましい」ものとの位置付けがなされている。

今後の地方分権改革の状況や市町村と県との望ましい役割分担を踏まえると、各市町村においては、そのための環境整備を進めていく必要があるものとする。

そして、移譲に当たっては、他の都道府県の例や本県における実施体制を踏まえると、業務の類似性や専門性の維持確保の観点から、消防部門における広域的な処理が望ましいと考えるものである。従って、同一の消防本部を共有する市町村が足並みを揃えて移譲を受け、共同処理を行っていくことが適当と考える。

消費者行政について

1 消費者行政（消費生活相談）の現状

(1) 背景

これまで消費者行政は、「消費者基本法」に基づき、県と市町村がそれぞれ窓口を設置し、住民からの多重債務、架空請求、商品の苦情等の相談について対応してきた。

近年、多重債務者増大の社会問題化、産地偽装問題、ガス機器による死亡事故の発生等の背景から、消費者安全法の施行（H21年9月）や消費者庁の設置により、消費者・生活者の視点にたった行政への転換が求められており、その取組の一つとして県、市町村の消費者相談窓口の強化が図られることとなった。

(2) 県、市町村の窓口体制

県

- ・県民生活センターを中核に、地方振興局及び広域振興局総合支局、計11カ所に窓口を設置し、消費生活相談員を各2名配置。
- ・県の消費生活相談員は全て非常勤専門職員であり、また、正職員の専従職員の配置はない。

<消費生活相談員の配置及び平成19、20年度の相談件数>

	県南広域振興局						盛岡	大船渡	釜石	宮古	久慈	二戸	合計	
	本局	花巻	遠野	北上	一関	千厩								
配置数	2名	2名	2名	2名	2名	2名		2名	2名	2名	2名	2名	11名	
相談件数	19	441	430	237	423	510	205	5,997	390	297	372	421	238	9,961
	20	433	473	284	458	500	233	5,174	403	341	388	469	345	9,501

盛岡地区は県民生活センターに相談員が配置されているため、県民生活センターでの相談件数であること。

市町村

例えば県央部の盛岡地域と沿岸部の宮古地域を例に挙げると以下のとおりである。

- ・盛岡地域 盛岡市単独で盛岡市消費生活センターを設置しているほか、盛岡市を除く7市町村でも窓口を設置し、連携しながら相談対応を行っている。
- ・宮古地域 宮古市では2名の相談員（非常勤専門職員）を配置した相談窓口を設置しているが、他の町村では消費者相談の専任はなく、総合窓口で対応している。
なお、宮古市では振興局管内の他町村住民から相談があった場合でも対応している。

2 消費者行政の抱える課題、問題点

(1) 相談窓口

現在、県、市の双方で相談窓口を設置しており、住民にとっては相談窓口が複数選択できる反面、行政にとってはコストの面で非効率となっている。

また、将来、市町村がそれぞれで単独設置した場合、人口が少なく相談件数があまり見込まれない市町村では、やはりコスト面で非効率となることが考えられる。

(2) 人的体制

現在の消費生活相談員は、1年更新の非常勤専門職員であり身分として不安定であることから、相談対応の継続性やノウハウの蓄積の面でマイナスである。

また、県は広域振興局体制への移行に伴い、各振興局の消費者相談窓口を集約する方向で検討しており、一方で市町村も行財政改革により人員削減を行っており、両者ともに消費生活相談員の増員等、人的体制の強化については極めて難しい状況である。

(3) 相談内容

消費者庁の設置に伴う消費者相談の一元化により、相談内容が多重債務、架空請求だけでなく、食品、製品のクレームも含め、住民生活全般の安全・安心に関連する相談の1次受付窓口としての新たな機能、役割が求められることにより、相談件数の大幅な増加が予想される。

さらには相談内容の多様化、複雑化に対応するため、相談員のレベルアップのほか、保健所、福祉、農林水産、警察等、様々な分野の行政機関との一層の連携強化が要求される。

3 消費者行政のあり方

(1) 望ましい姿

消費生活相談は住民生活に直結する業務であり、将来的にますます必要性が高まる事務であることに鑑みれば、市町村優先の原則、近接性の原理に基づき基礎自治体である市町村において窓口を設置することが望ましいと考える。

(2) 相談窓口として満たすべき条件・視点

- ・小規模市町村の住民でも十分な相談サービスを楽しむよう、市町村間のサービス格差を解消すること。
- ・住民が相談しやすい場所にあり、迅速な対応ができること。
- ・他の行政機関等との連携が容易であり、情報共有が確保できること。
- ・ノウハウの蓄積、一貫した相談対応を可能とするためにも、相談員を安定的に雇用できること。
- ・行政運営として、より効率的であること。

(3) 望ましい姿を実現するための方策

各市町村では消費相談窓口の将来的な設置の必要性は認識しつつも、人件費等の財源確保や専従職員、相談員の確保が難しく、当面は相談窓口の単独設置は難しい状況である。

そこで、地域の実情に合わせた段階的な整備が必要であり、過渡期の暫定的な体制として、市町村相互、又は県と市町村の共同処理の方法を提案したい。

4 共同処理の方法

(1) 自治体の構成

県央、県南地域のように市町村合併が進み、財政基盤が比較的強い、大きな市がある地域は、市町村間の水平補完的な共同処理が有効であると考ええる。

一方、財政基盤が比較的弱い、小さな市町村が多く、また人口の割合に対しても振興局の相談件数が大きなウェイトを占めている県北、沿岸地域については、暫定的な体制として県（振興局）と複数市町村との共同処理を行い、ノウハウの定着、他機関との連携が整備された時点で市町村窓口の単独設置、市町村同士の共同処理に移行するような段階的な体制整備も一つの方法として提案したい。

（参考）盛岡広域8市町村は平成22年4月から共同実施することで、平成21年12月に合意。

(2) 共同処理の形態

相談窓口の業務は、相談者に対する的確なアドバイスを行うための専門的知識やノウハウを必要とする業務ではあるが、特に行政機関としての意思決定や判断、権限を行使することは少ない。

このような業務の性格を鑑みれば、行政コスト面で効率的であること、養成に時間を要する相談員（人材）を共有できること、情報やノウハウを共有できること、市町村単独設置への移行や拡充、縮小が容易であるように組織としての柔軟性を有していることが、共同処理の形態にふさわしい組織であると考ええる。

以上のことに鑑みれば、法人格、財産や職員を有さない「協議会」か、他の団体に事務の執行を委ねることにより、相談員の人的資源や財源を地域として集中的に確保、活用できる「事務の委託」が、消費者相談窓口の共同処理の形態としてふさわしいものと考ええる。

5 共同処理の実現に向けて必要な施策

市町村による共同処理を支援し、将来的に市町村中心の消費者行政システムへの移行を推進するために、以下について提案したい。

- ・ 消費者相談を共同処理する場合、安定的、継続的に消費生活相談員を雇用可能とする財政的な支援
- ・ 複数の市町村による「協議会」による共同処理の場合であっても、相談員の研修費用等について直接「協議会」が補助や交付先として受け取り、執行が可能となるような仕組み
- ・ 既存の振興局窓口を共同処理のための事務所として活用する仕組み
- ・ 相談内容の多様化、複雑化に対応するための行政機関ネットワークの強化策
- ・ 「協議会」又は「事務の委託」どちらにおいても、相談員を置く市町村とその他の市町村の相談内容の区分の指針（専門性による区分）の作成

監査委員、監査委員事務局の共同設置について

1 監査機能の充実・強化

地方分権により地方自治体が担う業務が増加しているが、行政に対する住民の信頼性を確保し、透明性を高めていくために、地方自治体のチェック機能として監査機能の重要性と果たすべき役割が増している。

平成 21 年 6 月に出された第 29 次地方制度調査会の答申では、監査能力の向上と実施体制の強化のためには、監査委員の専門性を高める見地から、会計検査や監査の実務に精通している者等の積極的な登用、条例による識見委員の定数増加を提起しながら、監査委員事務局の共同設置も有効な手段と位置付け、事務局の共同設置を可能とする制度改正検討の必要性を述べている。

2 監査委員（事務局）の主な業務

監査委員は、地方自治法に定められた職務権限に基づいて、地方自治体の財務に関する事務の執行、経営に係わる事業の管理、行政事務等について監査を実施し、その結果を議会や首長等に提出するとともに公表することにより、公正で合理的かつ能率的な行政執行を確保することを目的として業務を行っている。委員定数は、地方自治法で都道府県及び政令で定める市は 4 人、政令で定める市を除く市町村は 2 人と定められているが、条例で増加することができる。

監査委員（事務局）の行う監査等の主な業務は次のとおりである。

（監査委員（事務局）の主な業務）

項目	業務内容
定期監査	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理全般を対象 予算の執行及び財産の管理などが適法、適正かつ効率的に行われているかの検証
出資団体監査 財政援助団体監査	出資団体（市等が 1/4 以上出資している団体を対象）の出納関係事務、財政援助団体への支出、所管課の指導監督を対象
例月現金出納検査	会計管理者、公営企業管理者が行う現金の出納事務を毎月検査
決算審査	決算その他関係諸表等の計数確認と予算執行等を審査
健全化判断比率の審査	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率とその算定基礎について審査
行政監査	テーマを設定し、適法性、能率性と効率性、経済性、住民の福祉増進・サービスの向上、組織及び運営の合理化等を主眼に監査

その他首長の求めによる随時監査なども実施

3 県内の町村における監査委員の状況 - 平成 21 年度（全国平均は平成 20 年度の数値）

県内町村の監査委員の状況について、岩手県町村監査委員協議会が実施した「町村監査委員等に関する実態調査表（平成 21 年 4 月 1 日現在）から主なデータを抽出すると、以下のとおりである。

なお、比較のため全国町村監査委員協議会の「町村等監査委員に関する実態調査の結果（平成 20 年度）」を比較資料とした。

年間の活動日数

監査にかかる所要日数は、平均で42.9日(全国平均33.5日)であり、最長の町村は88日、最短の町村は20日となっている。また、議会出席や視察・研修会等も含めた活動日数では、識見委員58.9日(全国平均41.2日)、議会選出の委員44.0日(同34.6日)である。

町村により活動日数に大きな差が見られる。

監査所要日数

項目	一般監査												出納検査						特別監査					
	定期監査			随時監査			財政援助団体			行政監査			例月			随時								
実施町村数	22			3			12			2			22			0			0					
	回数	実日数	延日数	回数	実日数	延日数	回数	実日数	延日数	回数	実日数	延日数	回数	実日数	延日数	回数	実日数	延日数	回数	実日数	延日数	回数	実日数	延日数
県内町村平均	1.3	7.7	8.0	1.3	1.0	1.0	1.1	2.5	2.5	1.0	1.0	1.0	12.0	14.8	15.5									
最長	3	22	23	2	1	1	2	7	7	1	1	1	12	36	36									
最短	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	9	12									
全国町村平均	2.2		6.3	1.8		2.6	1.7		2.3	3.2		4.4	12		14	6.1		5.6						

項目	決算審査			指定金融機関監査			基金運用状況審査			住民監査請求監査			職員賠償責任監査			財政健全化法審査			その他			合計					
	実施町村数	22			1			15			3			0			22			1			0				
	回数	実日数	延日数	回数	実日数	延日数	回数	実日数	延日数	回数	実日数	延日数	回数	実日数	延日数	回数	実日数	延日数	回数	実日数	延日数	回数	実日数	延日数	回数	実日数	延日数
県内町村平均	8.8	9.7	11	1.0	1.0	1.0	6.9	1.2	2.9	1.3	4.3	4.3				3.8	1.6	4.1				14.1	17.7	35.8	42.9		
最長	12	26	26	1	1	1	20	2	12	2	7	7				8	3	24				16	36	75	88		
最短	6	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1	1	1				13	8	20	20		
全国町村平均	8.9		7.2	1.2		1.7	8.1		4.0	1.8		7.8	1.0		1.0				1.0		1.0	15.1	14.7		33.5		

監査委員活動日数

項目	監査所要日数						議会出席				視察・研修会		公共団体等会合出席		その他		合計		
	識見		議選		平均		本会議		委員会		識見	議選	識見	議選	識見	議選	識見	議選	平均
県内町村平均	36.7	33.9	6.8	8.4	9.2		5.0				5.1	4.8	3.9	3.1	3.1	2.2	58.9	44.0	51.5
最長	75	60	27	33	25		12				12	12	9	7	7	4	107	69	83
最短	20	20	1	1	1		1				1	1	1	1	1	1	26	21	25
全国町村平均	29.4	28.6	7.5	6.1	4.7		2.9	2.9	3.6		3.5	3.4	2.9	2	3.5	2.1	41.2	34.6	

監査委員の職業等

監査委員の選任方法は、長が議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから選任することとされているが、識見委員として選任されている委員の職業を見ると、22人中、無職11人(50.0%)、農林業9人(40.9%)、工業1人(4.5%)、税理士1人(4.5%)となっている。また、公務員歴のある識見委員は14人(63.6%)である。

監査委員報酬

監査委員の報酬については、年額換算で識見委員の最高額は864,000円、最低額は220,000円、平均は394,750円である。議会選出の委員の最高額は492,000円、最低額は180,000円、平均は304,613円である。

監査委員の報酬

	年額		月額		参考(年額換算)		参考(月額換算)	
	識見	議選	識見	議選	識見	議選	識見	議選
県内町村平均	350,618	280,912	350,618	350,618	394,750	304,614	32,896	25,385
最長	500,000	400,000	72,000	41,000	864,000	492,000	72,000	41,000
最短	220,000	180,000	29,000	26,000	220,000	180,000	18,333	15,000
全国町村平均	271,618	199,276	42,963	29,844				

監査委員事務局及び補助職員

監査委員補助職員の条例定数を定めている町村は22町村中14団体で、定数の平均は1.6人(全国平均1.7人)である。22町村の現在数は、平均で2.5人(全国平均3.0人)である。

専任職員を置いているところは22町村中8町村であり、残りの14町村は兼任職員のみで対応している。兼任職員のうち「議会事務局との兼任」は41人、「選挙管理委員会との兼任」は3人、「農業委員会との兼任」は2人、「長部局との兼任」は2名となっている。

また、監査委員事務局を設置している町村は、22町村中11町村で、9町村は条例による設置、2町村は規程による設置をしている。(全国では、調査対象733町村のうち、255町村(34.8%)で設置し、残る478町村(65.2%)では設置されていない。)

監査委員補助職員調

項目	職員定数			現在数			専任			兼任						事務局設置根拠		
										議会事務局			長部局					
	団体数	人数	平均	団体数	人数	平均	団体数	人数	平均	団体数	人数	平均	団体数	人数	平均	条例	規程	無し
県内町村	14	23	1.6	22	56	2.5	8	8	1.0	22	48		9	2		9	2	11
全国町村	465	783	1.7		1410		80	101		594	1101		130	208		211	35	478

県内の現状

第29次地方制度調査会の答申では、監査委員の選任について独立性を強化するために、選任方法を議会の選挙によることに改めること、議会選出委員の廃止などの意見が出されている。

また、監査能力の向上を図るためには、監査委員の専門性を高めるという見地から、弁護士、公認会計士又は税理士の資格を有する者、会計検査や監査の実務に精通している者等の積極的な登用を促進する必要があるとされているが、県内の町村では、税理士を委員としている町村は1町村のみである。

また、監査委員事務局について、県内の町村の状況を見ると、監査委員事務局を設置しているのは22町村中11町村であり、設置している町村の多くが議会事務局等と兼務している。財政健全化法に基づく財政指標の審査等、監査業務も増えてきており、その役割と責任はますます重くなるものと考えられる。

4 今後の方向性

監査は、独立性、公平性、専門性が強く求められる分野であり、各団体における業務内容もほぼ同じであること、市町村の裁量や政策判断の入る余地もないと考えられることから、共同化については効果が大きいと思われるが、現段階では監査事務の共同処理についての例は見受けられない。

今後においては、制度改正を前提とするものであるが、以下の効果や留意点を踏まえて、共同処理の導入を検討していく必要があると考える。

【共同処理により期待される効果】

共同処理により事務局の体制や委員の削減による効率化が期待できる。

専任の職員を設置する、公認会計士や弁護士等の専門家を選任するなど監査体制の強化が期待できる。

専任職員を首長部局から独立させることが可能となり、公平性、中立性が高まることが期待される。

【共同処理による留意点】

構成団体で同じ時期に実施する必要がある業務（決算審査など）に関して、監査スケジュールについて、調整が必要となる。

委員監査の実施日数や委員が通常、非常勤であることなどから、構成団体数については、調整が必要となる場合がある。

おわりに

本県においては、「平成の大合併」により職員の能力の向上や専門職員の増が図られた団体がある一方で、行財政改革の要請から職員減を余儀なくされた結果、将来の事務執行や組織の資質の維持、あるいは行政サービスの低下が懸念されている団体もある。

このように市町村を取り巻く環境が一層厳しくなる中であって、今後とも、市町村が適切に事務を担っていくためには、市町村合併の手法によらないのであれば、事務の共同処理に代表される広域連携により、専門的な知識を有する人材などの限られた行政資源を効果的に活用していくことが必要である。

当ワーキンググループと時期を同じくして、平成21年7月に設置された総務省の「地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会」も本年1月25日に報告書を公表しているが、各市町村においては、こうした研究も参考にしながら、住民サービスの向上という大きな目標に向かって研究を重ねることを、当ワーキンググループとしても期待するものである。

この報告書では、わずか3分野の事務を検討してきたに過ぎないが、この報告書が、県内市町村が今後、事務の共同処理を検討される際の、あるいは、新たな仕組み創設のきっかけになれば幸いである。

【検討経過】

平成21年7月30日（木）	第1回検討	WGの進め方、テーマの確認
平成21年8月27日（木）	第2回検討	テーマについて意見交換
平成21年10月29日（木）	第3回検討	報告書の素案について意見交換
平成21年11月25日（水）	第4回検討	報告書案について意見交換

【ワーキンググループ名簿】

所 属	職 名	氏 名	備 考
岩手県地域振興部市町村課	主任主査	山田 壮史	リーダー
宮古地方振興局企画総務部	主任主査	高田 聡	
岩手県商工労働観光部経営支援課	主査	二宮 康洋	
岩手県総務部総務室	主査	藤沢 壮仁	
滝沢村経営企画部経営企画課	主査	熊谷 和久	
西和賀町政策推進室	副主幹	畠山 幸雄	
岩手県地域振興部地域企画室	主査	日向 秀樹	事務局